

学 振 養 第 4 1 号
令和 2 年 6 月 3 日

特別研究員 各位

独立行政法人日本学術振興会
理事長 里 見 進
(公 印 省 略)

研究奨励金及び特別研究員奨励費以外の資金援助に係る取扱い
の特例について (通知)

日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引(令和2年度版)においては、「Ⅲ-1 3. 研究奨励金及び特別研究員奨励費以外の資金援助について」に記載のとおり、一定の受給制限を設けていました。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、特別研究員としての活動にも影響が生じていることを考慮し、本手引「Ⅲ-1 3. 研究奨励金及び特別研究員奨励費以外の資金援助について」の特例として、下記の資金援助を受けることを認めることとします。

なお、本取扱いは、令和2年度末までに受給する資金援助に限ります。

記

1. 特別定額給付金(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連)
2. 1. 以外で受入研究機関等が実施する新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済支援

以上

(本件担当)

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1 (麹町ビジネスセンター)
独立行政法人日本学術振興会人材育成事業部研究者養成課

【特別研究員事業担当】

電話 : 03-3263-4998 E-mail : yousei3@jsps.go.jp